

CLUB LUTHERAN

会員規約

第1条(総則)

この規約に定める会員組織「CLUB LUTHERAN」(以下「当組織」といいます)は、Hotel the Lutheran (以下「当ホテル」といいます)により運営されています。

本規約は、当組織の会員である CLUB LUTHERAN 会員 (以下「会員」といいます) が当組織を利用するに際しての、会員と当ホテル (当ホテルの運営会社を含みます。以下本規約において同じとします) との間の一切の関係について定めるものです。

当ホテル内、または当ホテルのホームページにおいて表示した当組織の利用、特典等に関する定め、当ホテルが会員に対して個別に行った通知その他名称の如何を問わず、当組織を利用するに際しての一切の規約、規程、決まりは、本規約の一部を構成するものとします (以下これらを併せて「本規約」といいます)。

第2条(会員)

会員は、本規約を承認のうえ、第3条に定めるほか当ホテル所定の手続きに従い入会申込を行い、当ホテルが入会を承認した個人の方とします。

第3条(入会)

ご入会を希望される方は、当ホテルのホームページにてお申込みください。

当ホテルは、入会申し込みを受け付けた後、必要な手続きを経て入会の承認の可否を決定します。当ホテルの審査において入会を承認しないと判断する場合があります。審査の内容および判断の理由は入会希望者に開示しないものとします。また、入会希望者は審査の結果について異議を述べることはできません。

会員カードは発行いたしません。

第4条(会員資格)

次の項目の一に該当する方は、会員となることはできません。また入会後にいずれかの項目に該当することが判明した場合には、当ホテルは、該当する会員の会員資格を抹消することができます。その際、該当する会員への通知は省略させていただきます。

- ・入会時に虚偽の申告をしたとき。
- ・未成年者の場合 (但し親権者の同意のある場合を除きます)。
- ・ご住所、電話番号等の連絡先がすべて不明となったとき。
- ・当ホテルの宿泊約款による宿泊料金など諸料金をお支払いいただけないとき。
- ・当ホテルの宿泊約款および利用規則を遵守せず、当ホテルの秩序を乱したとき。
- ・反社会的勢力、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体に属すると思われるとき。
- ・その他、当ホテルが会員として不適切と判断したとき。

第5条(年会費)

ご入会に際し、年会費、入会金等は不要です。

第6条(特典)

会員は、次に該当する場合に当ホテルが定める特典を受けることができます。

- ・当ホテルのフロント等で会員である旨をお申し出いただいたとき。
- ・当ホテルのホームページで、所定のお手続きをいただいたとき。

特典の内容は、当ホテルのフロント、当ホテルのホームページ等で掲示します。

当ホテルは、会員への事前の通知、承諾なくして特典の内容を随時変更することができるものとします。

第7条(会員資格の喪失)

会員は、以下の事由により、会員資格を喪失します。

- ・退会
- ・死亡
- ・会員資格の抹消

会員は、いつでも当社所定の手続により退会することができます。

会員資格は一身専属であり、会員の死亡によって当該会員は当然に退会するものとします。

第8条(会員資格の譲渡)

会員資格は、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、担保提供等を行うことはできません。

第9条(登録事項の変更)

住所、氏名、Eメールアドレス等の登録事項を変更する場合には、速やかに当ホテルへお申し出ください。なお、お申し出がないため、通知または送付書類その他のものが延着し、また到着しなかったことにより、会員に不利益が生じた場合には、当ホテルはその責を負いません。

第10条(会員情報について)

● 個人情報の収集・保有・利用について

会員は当ホテルが当組織の運営および会員の宿泊に関する業務を行うために次の情報（以下「個人情報」といいます）の保護措置を講じたうえで、収集・保有・利用することに同意するものとします。

所定の申込書に会員が記載した、氏名、連絡先住所、連絡先電話番号およびその他の記載事項。

会員の宿泊およびその他利用に関する状況。

● 個人情報の利用について

当ホテルは以下の目的のために、個人情報を利用します。

- ・会員の宿泊予約およびチェックインに関する業務。
- ・当ホテルからの正当な事業活動のために必要な案内の連絡、送付。
- ・当ホテルからの宣伝印刷物等の送付（ただし、会員から宣伝印刷物等の送付について中止の申し出が

あった場合は、送付を中止します)。

- ・当ホテルのマーケティング活動、商品開発のための利用(この場合でも、統計的な分析・利用であり、会員個人を特定しての利用はいたしません)

- 個人情報の第三者への提供について

当ホテルは、次の場合を除き当組織の運営に関して知り得た会員の個人情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。

- ・会員本人の同意があった場合。
- ・法令に基づく提供や公的機関からの要請があった場合。
- ・人の生命・身体または財産の保護のために必要な場合。
- ・会員に対する各種ご連絡の送付業務を、秘密保持契約を締結した第三者へ委託する場合。

第 11 条(規約の変更)

当ホテルは、会員への事前の通知、会員の承諾なくして、条項の変更、削除、新たな規定の追加などの方法によって本規約を随時改定・変更することができます。

第 12 条(会員組織の終了)

当組織は事前の告知をもって、終了する場合があります。

第 13 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 14 条(合意管轄)

会員と当ホテルとの間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。